

「ベストステージ」ご利用規定

大分銀行ポイントサービス『ベストステージ』（以下、「本サービス」といいます。）は、お客さまの各種お取引をポイント化し、その合計ポイントに応じて各種特典が受けられるサービスで、次の要領で取扱いいたします。

1. 対象

個人および個人事業主の方を対象とします。

2. サービスの開始

- (1)当行は、お客様からこの規定の取引に係る申込を当行所定の方法により受け、これを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。
- (2)お届けの氏名・住所等が当行で確認できない場合、本サービスを受けられません。

3. お取引ポイント

- (1)お取引ポイントの対象となるお取引項目およびポイント数は、店頭のパフレット等によりお知らせいたします。
- (2)お取引ポイントの集計は、毎月末基準で行い、当行がお取引ポイントの対象となるお取引と判定したものをポイントとして集計いたします。
- (3)お取引ポイントは、お客さまが指定する「~~代表お取引店~~」および「~~お取引合算店~~」の2カ店「お取引店」のお取引に限り合算して集計します。ただし口座名義がお申込書と同一であることを当行で確認できない場合、ポイントが集計されないことがあります。

4. 特典

- (1)本サービスにより提供する特典の内容は、店頭のパフレット等によりお知らせいたします。
- (2)特典の提供は前条に定めるお取引ポイントの毎月末基準の集計結果に基づいて行うこととし、提供期間は、翌々月の1日から翌々月末日までとします。
- (3)特典の提供は、「~~代表お取引店~~」および「~~お取引合算店~~」のお取引に対し行います。
- (4)氏名、住所等届出事項に変更があったにもかかわらず、必要な手続がなされていない場合には、一部の特典が受けられないことがあります。
- (5)他の制度・サービスにより同種の特典を受ける場合、一部の特典が受けられないことがあります。

5. お取引ポイント数等の通知

当行所定の方法により、お客さまに対し、お取引ポイントの通知を行います。

6. サービスの終了

お客さまが、当行所定の方法により解約のお申出をされた時点で本サービスは終了します。

7. サービスの変更・中止

- (1)当行の都合により、事前の通知なくお取引ポイントの対象となるお取引項目およびそのポイント数、特典等の内容を変更することがあります。この場合は、店頭のパフレット等によりお知らせいたします。
- (2)金融情勢の変更等により、当行は本サービスを中止することがあります。この場合、あらかじめ店頭に中止日を提示することとし、お客さまに個別に通知することはありません。
- (3)当行の提供する他の取引が強制的に終了となる場合など、相当の事由があると、当行が判断した場合には、お客さまに通知することなく、本サービスを中止することがあります。

8. 規定の変更

- (1)この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規程に基づき変更するものとします。
- (2)前項によるこの規程の変更は、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2022年5月20日改訂)